

島根県中体連主催大会 地域クラブ活動の参加資格の特例ソフトテニス部細則

島根県中学校体育連盟
ソフトテニス専門部

【令和7年度全国中学校体育大会 地域クラブ活動の参加資格の特例競技部細則】

＜ソフトテニス＞

- 1 「全国中学校体育大会」における「参加資格の特例」の内容を満たすこと。
- 2 中体連の活動や本大会の目的を踏まえ、勝利至上主義の活動・参加とならないように十分に留意すること。
- 3 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。
- 4 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。
（ただし、当該年度は取得中の者でも可とする）
- 5 本細則に加えて、各ブロックや都道府県で細則を付け加えることができる。
附則 この細則は、令和7年度から適用する。

全中の細則に加え、島根県中体連主催大会においては以下の細則を付け加える。

1. 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであることとし、以下の場合の参加を認める。

- (1) 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」 【※1】
- (2) 「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」 【※2】

※1：運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していてもソフトテニス部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。

※2：複数校から一部の選手のみ選抜された形での地域クラブ活動を意味するものではない。在籍校にソフトテニス部がある場合は、中学校部活動から出場すること。

- (3) 地域クラブ活動に在籍する選手は、原則、同一市郡の中学校に在籍していること。なお、特別な事情により市郡やブロックを越えたチーム編成になる場合は、県中体連と県中体連ソフトテニス専門部が協議し、どのブロックに所属するかを含めてその可否を決定する。
2. 上記の条件に合致しているか否かの判断については、県中体連ならびに県中体連ソフトテニス専門部で協議し決定する。

- 【附則】
1. 本細則は、令和7年度から適用する
 2. 令和6年5月1日現在で地域クラブ活動に登録された選手は、令和7・8年度の本大会へ当該地域クラブ活動からの出場を認める（参加の仕方については別に定める）
 3. 本細則については、必要に応じて見直しを行うこととする